

1. はじめに

(1) ガイドラインの目的

京都府では、急速に進展する少子化に対応するため、平成27年12月に「京都府少子化対策条例」を制定しました。条例では、結婚から子育てまでの切れ目のない支援を社会全体で行うとともに、家庭の重要性や子育ての喜び・幸せを共有することができる京都府の子どもを育む文化を創造する取り組みを積極的に進めていくこととしています。

そこで、条例に基づく支援の一環として、子育て世帯の皆様が、子どもとの生活を楽しんでいただけるよう、子育てにに適した住宅・住環境について配慮すべき点等をまとめた「子育てにやさしい住宅・住環境ガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインは、子育て世帯の住まいを対象とし、子どもたちの成長をより助け、子どもにとっても親にとってもストレスを軽減して、けがや事故を未然に防ぐ工夫や措置を考えていただけることを目的にしております。

京都府内は地域ごとに異なった特徴を有しており、それぞれの地域の住文化・地域文化を尊重することも重要です。本ガイドラインで示している方法に基づき、各地域の特性を活かして工夫しながら、より生き生きと子どもが育ち、親が子育てを楽しむことができる「住まい」・「地域・まち」が創り上げられていくことを願っております。

(2) ガイドラインの構成

家族が暮らす住まいは、睡眠や食事などの基本的な生活の場であるとともに、遊び、学び、憩う場としても重要です。特に子育て世帯が暮らす住まいは、家族がともに成長し合う場であり、すこやかな子育てのために、社会や地域コミュニティとつながる場でもあります。

子育て世帯の住宅に関するニーズは、「現在のニーズ」だけでなく、子どもの成長とともに生まれてくる「これから明らかになっていくニーズ」もあります。現在だけでなく、子どもの成長と未来を見守る目線と平行して、住まいや地域・まちに求められる性能や機能を見通しておくことが重要といえます。

もちろん、家族の成長や形態に合わせて、手を加えること、リフォームをすること、そして住み替えることも可能です。住宅を舞台に、毎日の暮らしとともに、子どものすこやかな成長を見守り、家族が安心して暮らせるよう、本ガイドラインでは、次の3つの視点で、「住まい」や「地域・まち」が備えていることが望ましい機能や性能をピックアップしています。

- 「1 子どもがすこやかに育つために」
- 「2 子育て世帯の暮らしやすさのために」
- 「3 安全で安心な暮らしのために」

(3) ガイドラインの活用

本ガイドラインは、住宅関連事業者の皆様が、子育て世帯の住宅を仲介・斡旋、リフォーム等をする場合に御活用いただくとともに、住宅の住み替え・リフォーム等を検討中の府民の皆様にも御活用いただきたいと考えております。